請　　　求　　　書

（選挙運動用自動車の使用）

令和5年　　月　　日

　刈　谷　市　長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称及び住所並びに法人

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　にあってはその代表者の氏名

　刈谷市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| １　請求金額 | 円 | | | |
| ２　内　　　訳 | 別紙請求内訳書のとおり | | | |
| ３　選挙の種類 | 令和5年7月2日執行　刈谷市議会議員一般選挙 | | | |
| ４　候補者の氏名 |  | | | |
| ５　振替口座 | 振　込　先 | 口座名義人 | 種目 | 口座番号 |
| 信用金庫  銀　　行　　　　店  農　　協 |  | 当座  普通 |  |

備考

　１　この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

　２　候補者が供託物を没収された場合には、刈谷市に支払を請求することはできません。

　３　燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。